

議第 38 号

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

記録の保存年限を普通地方公共団体の保険給付の過払いに係る返還請求権の消滅時効である 5 年に合わせるとともに、人員基準を満たすための研修を定める者を明確にするため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成25年下呂市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（記録の整備）</p> <p>第42条 （略）</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（1）～（7） （略）</p>	<p style="text-align: center;">（記録の整備）</p> <p>第42条 （略）</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（1）～（7） （略）</p>
<p style="text-align: center;">（記録の整備）</p> <p>第58条 （略）</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（1）～（5） （略）</p>	<p style="text-align: center;">（記録の整備）</p> <p>第58条 （略）</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（1）～（5） （略）</p>
<p style="text-align: center;">（記録の整備）</p> <p>第59条の19 （略）</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（1）～（6） （略）</p>	<p style="text-align: center;">（記録の整備）</p> <p>第59条の19 （略）</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（1）～（6） （略）</p>

改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p>第59条の37 (略)</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第59条の37 (略)</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>
<p>(管理者)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、<u>市長</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>(管理者)</p> <p>第66条 (略)</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第62条第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第66条 (略)</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第62条第2項に規定する<u>市長</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供</p>

改正後	改正前
<p>の完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p>	<p>の完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p>
<p>第82条 (略)</p>	<p>第82条 (略)</p>
<p>2～10 (略)</p>	<p>2～10 (略)</p>
<p>11 前項の介護支援専門員は、<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了している者でなければならない。</p>	<p>11 前項の介護支援専門員は、<u>市長</u>が定める研修を修了している者でなければならない。</p>
<p>12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了している者（第96条第1項において「研修修了者」という。）を置くことができる。</p>	<p>12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の<u>市長</u>が定める研修を修了している者（第96条第1項において「研修修了者」という。）を置くことができる。</p>
<p>13 (略)</p>	<p>13 (略)</p>
<p>(管理者)</p>	<p>(管理者)</p>
<p>第83条 (略)</p>	<p>第83条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介</p>	<p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介</p>

改正後	改正前
<p>護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>市長</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）</p>	<p>（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）</p>
<p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>市長</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>（記録の整備）</p>	<p>（記録の整備）</p>
<p>第107条 （略）</p>	<p>第107条 （略）</p>
<p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該</p>	<p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該</p>

改正後	改正前
<p>提供の完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第110条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前項の計画作成担当者は、<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了している者でなければならない。</p> <p>7～10 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第111条 (略)</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事</p>	<p>提供の完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第110条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前項の計画作成担当者は、<u>市長</u>が定める研修を修了している者でなければならない。</p> <p>7～10 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第111条 (略)</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>市長</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事</p>

改正後	改正前
<p>業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第127条 (略)</p>	<p>第127条 (略)</p>
<p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p>	<p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p>
<p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(1)～(7) (略)</p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第148条 (略)</p>	<p>第148条 (略)</p>
<p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p>	<p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p>
<p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(1)～(8) (略)</p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第176条 (略)</p>	<p>第176条 (略)</p>
<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記</p>	<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記</p>

改正後	改正前
<p>録を整備し、当該提供の完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第191条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 前項の介護支援専門員は、<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了している者でなければならない。</p> <p>13・14 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第192条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、</p>	<p>録を整備し、当該提供の完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第191条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 前項の介護支援専門員は、<u>市長</u>が定める研修を修了している者でなければならない。</p> <p>13・14 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第192条 (略)</p> <p>3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>市長</u>が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、</p>

改正後	改正前
<p>介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p>	<p>介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>市長</u>が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p>
<p>（記録の整備）</p>	<p>（記録の整備）</p>
<p>第201条 （略）</p>	<p>第201条 （略）</p>
<p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p>	<p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p>
<p>（1）～（10） （略）</p>	<p>（1）～（10） （略）</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>（指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る経過措置）</p>	<p>（指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る経過措置）</p>
<p>第2条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第62条第2項及び第66条第2項の規定の適用については、第62条第2項中「者であって、<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、</p>	<p>第2条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第62条第2項及び第66条第2項の規定の適用については、第62条第2項中「者であって、<u>市長</u>が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第66条</p>

改正後	改正前
<p>第66条第2項中「者であつて、第62条第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。</p> <p>(研修修了者に係る経過措置)</p> <p>第19条 この条例の施行の日において、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第43条第2項、第47条第2項、第63条第11項、第64条第3項、第65条、第90条第6項、第91条第2項、第92条、第171条第9項、第172条第2項又は第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者は、それぞれ第62条第2項、第66条第2項、第82条第11項、第83条第3項、第84条、第110条第6項、第111条第2項、第112条、第191条第9項、第192条第2項又は第193条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了している者とみなす。</p>	<p>第2項中「者であつて、第62条第2項に規定する<u>市長</u>が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。</p> <p>(研修修了者に係る経過措置)</p> <p>第19条 この条例の施行の日において、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第43条第2項、第47条第2項、第63条第11項、第64条第3項、第65条、第90条第6項、第91条第2項、第92条、第171条第9項、第172条第2項又は第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者は、それぞれ第62条第2項、第66条第2項、第82条第11項、第83条第3項、第84条、第110条第6項、第111条第2項、第112条、第191条第9項、第192条第2項又は第193条に規定する<u>市長</u>が定める研修を修了している者とみなす。</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正す る条例要綱

1. 改正理由

記録の保存年限を普通地方公共団体の保険給付の過払いに係る返還請求権の消滅時効である5年に合わせるとともに、人員基準を満たすための研修を定める者を明確にするため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 記録の保存年限をサービスの提供の完結の日から5年間に改めます。
(第42条、第58条、第59条の19、第59条の37、第79条、第107条、第127条、第148条、第176条及び第201条関係)
- (2) 管理者等が修了すべき研修の設置権者を厚生労働大臣と明確に規定します。
(第62条、第66条、第82条から第84条、第110条から第112条、第191条から第193条、制定附則第2条及び制定附則第19条関係)
- (3) この条例は、平成31年4月1日から施行します。

(附則関係)